

派遣法に基づく情報提供

派遣法第23条第5項において、派遣事業を行う企業は派遣事業を行う事業所ごとの情報提供を行うことを定められています。
以下のとおり派遣法に基づき、情報を開示いたします。

令和2年度 株式会社NOAC International

『労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律』に基づき、当社の派遣事業運営情報を下記の通り公開いたします。

1. 労働者派遣の実績

派遣労働者数	5名
派遣先数	1件

2. 労働者派遣の料金、派遣労働者の賃金の額

派遣料金の平均額(1日:8時間当たり)	¥32,900
派遣労働者の賃金の平均額(1日:8時間あたり)	¥21,955

3. マージン率

33.3%

※計算式

$$\frac{\text{派遣料金の平均額(1日:8時間当たり)} - \text{派遣労働者の賃金の平均額(1日:8時間当たり)}}{\text{派遣料金の平均額(1日:8時間当たり)}}$$

(小数点第1位未満四捨五入)

※上記マージン率には、以下の費用などが含まれています。

- ・当社の教育訓練中の派遣労働者の賃金
- ・当社の間接社員の人件費
- ・当社が負担する社会保険料
- ・当社での教育訓練費・福利厚生費
- ・コンプライアンス等の教育体制の整備費
- ・営業利益

4. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の種類	実施時期	対象者		訓練方法	訓練費用負担額 無償/有償	賃金支給 有給/無給
		新卒	キャリア			
導入研修	雇い入れ時	○	○	OFF-JT	無償	有給
職能別研修1	入社1年目以降	○		OFF-JT	無償	有給
職能別研修2	入社1年目以降	○		OFF-JT	無償	有給
職種転換訓練研修1	入社2年目以降		○	OFF-JT	無償	有給
職種転換訓練研修2	入社2年目以降		○	OFF-JT	無償	有給
階層別研修	入社4年目以降		○	OFF-JT	無償	有給

キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口: 本社 TEL:045-595-9011

5. その他(社会保険・福利厚生等)

- ・社会保険完備(雇用保険、労災保険、厚生年金保険、健康保険、介護保険)
- ・年次有給休暇、育児休業、介護休業、慶弔休暇、夏季休暇、年末年始休暇 等
- ・受験費用支援制度 通信研修費用支援制度
- ※業務に関わる技術取得をする場合、申請により会社から補助されます

6. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- 労使協定を締結していない
- 労使協定を締結している(協定書の有効期間終期 令和4年3月31日)
- ・協定労働者の範囲(情報処理、通信技術等技術職の業務に従事する社員)

当データは令和3年3月31日時点
以上